

日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の作成に
当たっての指示等について

指示事項

内閣総理大臣及び総務大臣は、日本郵政株式会社に対して、次の事項を指示する。

- ①日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の具体化に当たっては、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の骨格に対する郵政民営化委員会の所見に十分留意すること
- ②郵政民営化のための情報システムの開発について、日本郵政公社と協力しつつ万全を期すこと。

要請事項

内閣総理大臣、郵政民営化担当大臣及び総務大臣は、郵政民営化委員会に対して、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務について早急に調査審議を行うよう要請する。